

提出された意見とそれに対する市議会の考え方

No.	該当ページ	項目	意見の概要	市議会の考え方
1	P 3	前文	<p>◆ 議会の役割は、二元代表制として市長と切磋琢磨して、市民の幸せづくりと市勢の発展に寄与することと考えます。</p> <p>この4月1日からまちづくり条例が施行され、今回議会基本条例が制定されようとしています。この2つの条例が、従前の条例と全く異なることは、市民が動くための拠りどころとして市民が読む条例だということです。その意味で、前文において、条例の立ち位置を明確にしておく必要があります。</p> <p>次のとおり修正を提案します。</p> <p>前文下3行</p> <p>以上のような使命を達成するため、議会は、議会及び議員の活動についての基本理念を明確に掲げ、市民と議会、議会と市長との協働によるまちづくりのために、それぞれの関係を示し、かつ公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するため、ここに「亀山市議会基本条例」を制定する。</p>	<p>まちづくり基本条例は市民・市議会・市の執行機関がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務等を定めた条例です。</p> <p>議会基本条例は、前文にも「新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会及び常に改革を推進する議会を実現するためここに亀山市議会基本条例を制定する。」と明記していますように、議会自身の基本を定めたものであって、「協働によるまちづくり」のための条例や、「市民が動くための拠りどころ」の条例ではないと考えております。</p> <p>また、議会の役割の一つに、「市の政策決定及び事務の執行に関し、監視及び評価を行う」ということがあります。市長等の市執行部局が行う政策決定過程においては住民参画・住民協働という要素を欠くことはできません。</p> <p>しかし、議会は、選挙によって選ばれた議員で構成される機関で、市民と議会は協働関係ではなく、負託関係となります。</p> <p>それゆえに、議会及び議員には責任と使命を持った活動が求められます。一方、議会と市長は互いの特性を活かしなが</p>

			<p>◆ 前文は、亀山市議会の行動指針である意味から次のとおり修正を提案します。</p> <p>「日本国憲法に定められた二元代表制のもとで、亀山市議会は、亀山市民によって選ばれた議員により構成され、市の発展と豊かさの向上のために活動する。そのためには、地方分権の時代にふさわしい、自治体の自主的な決定と責任の範囲が、拡大した今日、議会には、これまで以上にその持てる権限と資質を最大限に行使して、市民の目線に立った活動が求められている。議会は、市民のための議会であることが、市民からの負託の原点である。そのためには、対話を通じ市民の声を把握しながら、亀山市の事務の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を、自由かつ達の討議をとうして明らかにし、公開する等信頼される議会の運営に取り組まなければならない。」</p>	<p>ら対等な立場と適度な緊張関係を保つ必要があります。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
2	P 6	第2条 基本方針	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>第1項 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行なわなければならない。</p> <p>(3) 積極的に情報の公開を図り、市民が参画しやすい開かれた議会運営をすること。</p>	<p>ご提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>

3	P 6	第2条 基本方針	<p>◆ 執行機関の中に監査委員が含まれていますが、監査委員に市議会議員が委員となっています。議会が監査委員の事務の執行について監視・評価することが、本条例の基本方針であるならば、議会を構成する議員と監査委員等執行機関は、完全に分離されるべきではないでしょうか。</p>	<p>地方自治法において、地方公共団体には執行機関として監査委員を置かなければならないことが定められております。</p> <p>また、同法において議員のうちから監査委員を選任することが定められているところです。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
4	P 7	第3条 定義	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市 市長を代表者とする基礎的自治体としての亀山市をいう。</p>	<p>市というのは当然亀山市のことですので、改めて定義をする必要はないと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
5	P 7	第3条 定義	<p>◆ 前文【解説】の文中にある「住民」の定義は、必要ではありませんか。</p>	<p>条文にある「市民」と同じと考えております。「住民」を「市民」に訂正いたします。</p>
6	P 8	第4条 議会運営の原則	<p>◆ 議員の活動はすべて議会のための活動であり「議会活動」の表現に限定したほうがよいと思います。</p> <p>議場での議論、会派での議論、市民の意見を把握するための調査、自身のスキルアップのための研修等あらゆる活動は議会での活動につながるものであり「議会活動」といえます。</p>	<p>我が国の地方自治制度は市長と議会議員とともに市民が直接選挙で選ぶという二元代表制をとっております。市長、議会はともに市民を代表し、対等の機関として、地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会がそれぞれその権限を担っています。市長は独任制ですが議会は合議体でもあります。</p>

			<p>議員の役割は、議会という場を通して、市民の幸せの実現にむけて活動することであり、これはすべて議会活動と考えます。</p> <p>したがって、「議員活動」なるあいまいなことばより明確な「議会活動」に統一すべきです。</p>	<p>議会は市政の様々な事件や課題に対して、議員それぞれの幅広い情報交換や意見交換、活発な議論を通して、1つの合議体として議会としての意思決定をし、それを議会運営や市政に反映していくこととなります。</p> <p>また、議員はそれぞれが選挙で選ばれ市民の負託を受けています。議会として正しい判断をしていくためには、合議体の議会の一員として自らが資質の向上に努めていかなければなりません。</p> <p>選挙で選ばれたという議員と、合議体である議会という立場の2つの役割や責務があるものと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
7	P 8	第4条 議会運営の原則	<p>◆ 各項の末尾表現が「～努めなければならない。」とされています。各項は、原則を述べたものであり、原則は努力目標ではないと思います。</p> <p>原則は守るべきものであり、努めるのは議会であり、議員です。努めたが実現できなかったでは何のための原則かとなります。議会として、きちんとした姿勢を示すためにも、「～するものとする。」に改めるべきです。</p>	<p>ご指摘の点について、本条例は、議員自らが問題点や課題などを洗い出しながら、地方が主体となる新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会改革を推進する議会としての方向性を打ち出したものです。</p> <p>まだまだ十分に精査ができていない部分もあることも確かですが、条例（案）作成には前向きな気持ちで取り組んでおり、前向きな気持ちで推進をしていくことには違いありません。今後様々な制度が確立していく中で、条例の整理等は行っていきたいと考えております。</p>

				◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。
8	P 8	第4条 議会運営の原則	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づいて運営しなければならない。</p> <p>2 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすように努めること。</p> <p>3 市の政策決定及び市長その他執行機関の事務執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言機能が十分に発揮できる議会運営に努めること。</p> <p>4 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるように議会運営に努めること。</p> <p>5 議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めること。</p> <p>6 本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」と言う。）の会議においては、原則として情報公開を行ない、わかりやすい議論を行なうように努めること。</p> <p>7 委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めること。</p> <p>8 議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行</p>	<p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p> <p>ご提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。</p> <p>また委員会の原則公開については、委員会条例の改正にて対応します。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>

			<p>なうこと。</p> <p>9 市民にとって、わかりやすい言葉を用いた説明に努めること。</p>	
9	P 9	第5条 議員の役割、 責務等	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行なわなければならない。</p> <p>2 言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として、市民の負託の応えるよう活動すること。</p> <p>3 市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動をつうじて自ら能力の向上に努めること。</p> <p>4 特定の地域、団体及び個人の代表としてとらわれず、市民全体の代表として、その福利の向上を目指して活動すること。</p>	<p>ご提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
10	P 10	第6条 会派	<p>◆ 会派は政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を結成し、合意形成するとありますが、議決時に同一会派の議決が分かれることをよく見受けます。その点についてはいかがでしょうか。</p>	<p>会派の中で十分議論をつくした上で意見が分かれることはあり得ると考えますが、会派は理念を共有する議員で結成されることを基本としており、合意形成に努めております。</p>
			<p>◆ まちづくりの共通理念の下に、議会が市民と協働す</p>	<p>この意見を交換をすることができる場の目的は、議会活動</p>

1 1	P 1 2	第8条 市民の参画	<p>る機関としての立ち位置から、議会の活動を報告し、市民の考えを汲み取る仕組みが必要です。</p> <p>委員会の議事概要によると、常任委員会毎に関係する団体の役員に対して行い、一般市民は対象にしないとか、事前に相手とテーマを相談して設定しておくなど、市民参画には程遠いものと考えます。</p> <p>仕組みが定着するまで、紆余曲折、試行錯誤が続くと想像されるが、目的は「議会のためではなく市民のため」です。手段が目的にならないように願いたいものです。</p>	<p>の報告や、市政の様々な課題などについて意見交換を行い、議会活動に反映させていくものです。</p> <p>今回のこの意見交換をすることができる場合は議会にとっても、市民の方々にとっても初めてのことから、まず最初は、各常任委員会ごとにその委員会の所管する事業等に関連するテーマで、関連する団体との意見を交換する場を持ち、政策提言へと繋げていきたいと考えております。</p> <p>そうした中で、議会や議員自身もその流れや実績、経験を踏まえ、最終的には、市民全体を対象とした自由に情報や意見を交換できる場としていくものです。</p> <p>けっして一般市民の方を対象にしないという消極的な姿勢ではなく、自由に情報及び意見交換をすることができる場が、本来の目的どおり機能していくようにするためにも段階を経ながら行っていきたいと考えております。</p>
1 2	P 1 2	第8条 市民の参画	<p>◆ 請願、陳情も言葉を替えれば市民からの政策提案です。これも市民の権利として捉え、きちんと条例に明文化することで、市民が動ける（市民が意見を言える）土俵を作ることが必要です。（インセンティブ）</p> <p>次の条文追加を提案します。</p> <p>4-1 議会は、請願及び陳情に対して、請願者及び</p>	<p>請願や陳情については議会基本条例に規定はしてありません。しかし地方自治法や、亀山市議会会議規則において取扱いについて明文化がされております。</p> <p>現在請願については1名以上の紹介議員の署名又は記名押印のもと提出され、全ての請願が議会の議決事項となっております。</p> <p>請願は原則的には、所管の常任委員会等に付託され、</p>

			<p>陳情者から請願及び陳情の趣旨についての説明を受け、議員間の討議において採択、不採択を決定し、採択の場合は市長に予算の組み換えを提案するものとする。また、議会は、この過程については請願者及び陳情者に説明する責任を有する。</p>	<p>その委員会の中で、委員間の自由な討議がされており、委員会は紹介議員に説明を求めることもできます。そしてその委員会の採択・不採択の結果をもって再度本会議で議決をされております。</p> <p>また、議会在採択した請願に対しては、その処理の経過及び結果の報告を請求し、しっかりと監視していけるよう努めてまいります。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
13	P12	第8条 市民の参画	<p>◆ 第5項の「議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場」は議会という組織として設置すべきです。</p> <p>個人の活動報告は個人的に行えばよいのであり、議会が何をしてきたかの報告や、議会への意見を聞くのは、議会として聞く必要があります。議会の活動報告を行うことを明記すべきと思います。</p> <p>次のとおり修正を提案します。</p> <p>5 議会は、議会の活動報告を行うとともに、市民と自由に情報及び意見を交換する場を設置するものとする。</p>	<p>ご提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>

14	P12	第8条 市民の参画	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>5 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見交換することができる場を設置し、政策立案能力の強化を図るものとする。</p>	<p>第2条第1項第2号において、議会や議員の基本として政策の立案及び提言に取り組むことを明記しています。また第4条第2項においては議会運営の原則として明記しております。これらを踏まえた上で広く意見交換ができる場として明記しているものです。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
15	P13	—	<p>◆ 第4章「議会と市長の関係」を「議会と行政又は執行機関」としてはどうでしょうか。</p>	<p>執行機関の代表として、市長との関係としているものです。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
16	P13	第9条 議会及び議員と市長等との関係	<p>◆ 市長等が反問できる範囲（内容）は、議員の質問内容が明確に理解できない場合に、質問の主旨を問うような場合に限られるとのことでしたが、本来反問とは、相手と討論することであり、討論するためには内容をより深くしておかなければなりません。</p> <p>これが、活発な議論につながります。二元代表制の片側として市長と切磋琢磨することになるものと思いますがいかがでしょうか</p>	<p>反問の目的は、議員や市長が、質問の趣旨や論点、争点を明確にして討議するため設置するものです。</p> <p>議員の質問や意見に対して反論等がある場合は、答弁の中で行えるものと考えております。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
17	P14	第10条 市長の提案説明	<p>◆ 第1項 議会は、市長が提案する重要な政策について、その水準を高めるため、・・・と記載されていますが、重要な政策とは、何を意味するのでしょうか。</p>	<p>解説の中では、中長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に大きな影響を及ぼすと想定される計画や施策事業となっています。例えば10年間にわたる計画などを考えてい</p>

			<p>◆ 第2項は、内容の重要度から考えると、新たに第11条としてはどうでしょうか。</p>	<p>ますが、これから整理をしていきたいと考えています。また、第1項も第2項も市長から提案を求める事項として一体のものと考えております。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
18	P16	第12条 行政の監視及び評価	<p>◆ 第2条第1項第1号と同じ記載のため、変更されてはいかがでしょうか。</p>	<p>第2条第1項の4つの項目は議会の役割、当条例の持つポイントとして明記しております。</p> <p>第12条は、二元代表制の基の市長との関係として最も重要なことから掲げているものです。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
19	P18	第14条 議員間の自由討議	<p>◆ 議会は意見をぶつけ合い、結論を導き出すところと考えます。議決行為よりも決定に至るプロセスを重視することにより、それを市民に公開することで議会の存在意義が明確になります。</p> <p>条例（案）では自由討議を行う対象は市政に関する重要な政策及び課題としていますが、請願、陳情で出される要求は市民の切実な要求です。</p> <p>次のとおり修正を提案します。</p> <p>議会は、市民の請願・陳情を含む市政に関するあらゆる政策及び課題に対して、議会としての共通認識の</p>	<p>請願は議会の議決事項となっており、原則的には、所管の常任委員会等に付託されます。現在はその委員会の中で、委員間の自由な討議がされ、その委員会の採択・不採択の結果をもって再度本会議で議決をされております。</p> <p>条例上の議員間の自由討議についてどのように実施し、どのように公開していくかについては現在検討中で、その中で決定していきたいと考えております。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>

			醸成を図り、合意形成を得るため、議員相互間の自由討議に付さなければならない。	
20	P18	第14条 議員間の自由討議	<p>◆ 次のとおり修正を提案します。</p> <p>議員は、市政に関する重要な政策及び課題並びに市民提案に関して審議し、結論を出す場合、積極的に議員相互間の自由討議を尽くして、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成に努めるものとする。</p>	<p>ご提案の趣旨と本条例の趣旨は大きく変わらないと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
21	P19	第15条 政務調査費の執行及び公開	<p>◆ 第3項に「政務調査費の収支報告書及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。」とされています。</p> <p>現在の亀山市の規定では、政務調査費は1円まで報告することになっていると聞きました。</p> <p>市長に報告しているのであれば、「積極的に」などと云わずに、全て公表するとしたらどうでしょうか。</p>	<p>積極的にと明記したのは、議会としての姿勢を表したものです。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
22	P19	第15条 政務調査費の執行及び公開	<p>◆ 会派の政務調査費については、政務調査費の交付に関する条例第8条に記載されており、政務調査費について、一人会派の場合は、必要と読み取れますが、会派一人ひとりの公表については、どのようにお考えですか。</p>	<p>政務調査費は会派に対し交付され、支出行為も会派として行われます。このことから公表は個人ではなく会派として公表することとなります。</p> <p>また、政務調査費は、一人でも会派とみなし、会派として交付することになっておりますことから、会派として公表することになります。</p>
23	P20	第16条 議員の政治倫理	<p>◆ 亀山市議会政治倫理条例は、あるのでしょうか。</p> <p>「市民全体の奉仕者」の箇所を「市民全体の代表者」では</p>	<p>現在は、亀山市議会倫理要綱等に基づいておりますが、亀山市議会倫理条例を策定中です。</p>

			いかがでしょうか。	第5条第3項には「市民全体の代表」と明記しております。趣旨は同じであり、文言を統一するため、「市民全体の奉仕者」を「市民全体の代表者」に修正します。
24	P21	第17条 議員の定数	<p>◆ 次のとおり条文の追加を提案します。</p> <p>3 議員の定数は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状及び将来の展望を十分考慮し、専門的知見等を十分に活用し、明確な改正理由を付して委員会又は議員が提案するものとする。</p>	<p>現在、議員の定数は、「平成17年1月11日から新たに設置される「亀山市」の議会の議員の定数」（告示）により定められております。</p> <p>改めて議員の定数条例が制定されました時点で、ご提案の件については検討してまいりたいと考えます。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
25	P22	第18条 議員報酬	<p>◆ 【解説】の7行目 地元団体（自治会、商店会、PTAなど）とありますが、現在商店会という団体は市内にはなく、地元団体の中へ市内事業者の代表である商工会議所も加えていただいたほうが適切と思います。</p>	<p>商店会は削除し、商工会議所に訂正します。</p>
26	P23	第19条 議会改革推進会議	<p>◆ 議会改革推進会議は、議員だけで構成されるとなっておりますが、市民のための議会であるならば、この会議は市民が中に入って意見を言えるようにする必要があります。</p> <p>仕組みはどのように考えておられるのでしょうか。</p>	<p>議会改革推進会議は、私たち議会や議員の議会運営やルール、あり方、議会基本条例の改正等についての議論する場を考えており、市民の方の参画は考えておりません。</p> <p>議会は市民の代表機関です。この議会の中に設置された機関を市民の代表である議員が構成するのは当然です。そこへ市民が直接的に参画するということにはなりません。</p> <p>市民の方にご意見を伺う場については、第8条第5項に規</p>

				定している議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる場を設置し、ご意見を反映してまいります。
27	—	—	<p>◆ 重要な事案が、専決処分という形で、議会を通さずに市長の裁量で決められていくのは大きな問題です。</p> <p>市民、議会、執行機関の協働でまちづくりを進めていこうとする中でこのような市長優位の前時代的な仕組みが残っているのは許しがたいと思います。議会の存在を否定した仕組みといわざるを得ません。</p> <p>亀山市議会においても専決処分がなされないような工夫をすべきと考えます。</p> <p>専決処分こそ、議会の存在が問われる問題です。</p>	<p>本来議会の議決を要する事件を、市長の独自の判断で処理される専決処分は議会軽視につながるものと考えます。</p> <p>そのようなことから、平成18年の地方自治法の改正により地方自治法第179条第1項に「普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。」と、専決処分要件の明確化がうたわれました。</p> <p>市長にはこの改正の趣旨を十分理解し、趣旨にそった対応を要求していきたいと考えます。</p>

28	—	—	<p>◆ まちづくり条例には、条例を推進させる仕組みや条例制定後の実際の活動における問題点を議論し改善につなげていく推進委員会があります。</p> <p>まちづくり条例には、議会の位置付け、役割も書き込まれています。</p> <p>この観点から、議会はまちづくりのメンバーとしてまちづくり推進委員会に参加する必要があると考えます。</p>	<p>「まちづくり基本条例」第6条には、議会の責務がうたわれております。それに該当するものがこの議会基本条例で、我々議会はこの基本条例に基づき、議会運営や議会改革を図っていくものです。</p> <p>また、議会は市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視し評価を行っていくものです。</p> <p>このようなことから、この「まちづくり基本条例」に対しても監視し評価を行っていくもので、まちづくり推進委員会メンバーとして参加はできないものと考えます。</p> <p>また、亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則（組織）には市議会議員についての明記はないところです。</p>
29	—	—	<p>◆ 今回の議会基本条例案は、議員だけで検討されたものです。開かれた、市民に見える議会とすることが大きな目的であったと思います。</p> <p>この委員会になぜ市民が参画しなかったのでしょうか。</p>	<p>議会というのは、市民（有権者）から選挙によって選ばれた議員で構成される機関です。市民の負託を受けた議会が、自らの意思で、議会運営のルールや議会の方向性、あり方など議会自身の基本姿勢を示していくことの表れとしてこの議会基本条例を制定するものです。</p> <p>議会としての意思決定に市民が直接関わることは、法の趣旨や議会の位置付け上ふさわしくありません。議会の意思決定に対する市民としての意思表示等は、別途定義、保証されています。従って、議会の意思決定過程において（原則として）市民が直接参画するということはありません。</p>

				<p>但し、ご指摘いただいているとおり、開かれた議会を目指していることには相違ありません。ゆえに、今回の「議会のあり方等検討特別委員会」の検討過程や議事概要、決定事項等につきましては、市議会ホームページにて公開してまいりました。また、今後の活動原則においても「積極的な公開」を明記いたしました。今後も亀山市議会への市民の皆様の声を出るだけ反映していけるよう努力してまいります。</p>
30	—	—	<p>◆ 市民に分かりやすい言葉で説明するという条文制定の目的から、全体としてもう少しやさしい言葉を使っていたらと思います。</p>	<p>条例として抑えなければいけない文言や、言い回しなどを整理した結果このような形になったものです。分かりやすさということも大切ですが、それ以上に条例には正確さということも大切であると考えております。分かりにくい言葉や内容については、解説の中で説明をさせていただきました。</p> <p>◆このご意見を受けての条例（案）修正事項はありません。</p>
31	—	—	<p>◆ 本条例（案）策定にあたり、市民の意見をほとんど聞かれていないことは残念です。「議員アンケート」は行ったが、なぜ「市民アンケート」は行われていないのでしょうか。「本パブリックコメント実施中」であることすら知らない市民が大多数であると思います。広報掲載等最低限の情報しか与えていないのはなぜですか。積極的なPR活動をなぜしなかったのですか。真面目に意見を求め、精査するのであれば、議会上</p>	<p>議会基本条例は、議員や議会自身が、議会運営のルールや議会の方向性、あり方など議会自身の基本姿勢を示した条例です。議員アンケートは議会運営などの問題・課題点を洗い出し、自分達の議論につなげていくために実施したものです。</p> <p>パブリックコメントについては、パブリックコメント手続きの指針に基づき実施しており、市ホームページや市議会ホームページ、市広報や市議会だよりへの掲載、各地区コミュ</p>

			<p>程までに少なくとも2～3ヶ月は必要ではないでしょうか。9月議会までの3ヶ月間、議員各位が各地域を巡回し、広く市民の意見を求めるべきで、「亀山市議会基本条例（案）」は「9月議会提出、10月1日施行（予定）」にすべきと提案いたします。</p>	<p>ニティセンターや市施設への配置をし、広く市民の皆さまへのPRに努めてまいったところです。</p> <p>本条例は6月議会提案、9月定例会より適用するべく9月1日施行を予定しております。それまでの期間は、市議会だよりや市議会ホームページ等での市民の方々へのPR期間と考えております。</p>
--	--	--	--	---

パブリックコメントによる修正とは別に、例規審査の過程で次の修正を行いました。

No.	該当ページ	項目	修正の内容
1	P 2 2	第18条 議員報酬	「市民の直接請求による」を「法第74条第1項の規定による直接請求の」に修正。